

平成二十九年三月二十八日受領
答弁第一一三五号

内閣衆質一九三第一三五号

平成二十九年三月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員中根康浩君提出保育に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中根康浩君提出保育に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、平成二十八年度予算においても広域的保育所等利用事業に係る経費を盛り込んでおり、当該事業の実施要綱（「広域的保育所等利用事業の実施について」（平成二十七年四月十三日付け雇児発〇四一三第九号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙）に沿って、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が送迎バス等の活用により、児童が自宅から遠距離にある保育所等を利用することを可能にする事業を実施する際、その実施に要する費用の一部を補助している。当該実施要綱では、保護者にとって利便性の良い場所にある児童館などに市町村が設置することも送迎センターから保育所等へ児童を送迎する際に、「送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること」等を定めている。広域的保育所等利用事業の在り方については、その執行状況等を踏まえ、今後、適切に判断してまいりたい。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、性別に関わりなく保育士を確保することが

重要であると考えている。保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者であり、その業務内容等について性別による区別は行っていない。